

2008年4月16日

本日の判決について

植 草 一 秀

控訴審での本日の判決は不当であり、強い憤りを感じます。公判においては私の無実を証明する目撃者が決定的な証言をしてくれました。これに対して検察側目撃者の証言には重大な誤りが含まれていることが明らかになり、根本的な疑いが多数あることから、その証言はまったく信用することができません。繊維鑑定の結果も私の無実を証明するものになっております。弁護団は控訴審において私の無実を立証したうえで十分な審理を求めましたが、東京高等裁判所はすべての証拠調べ請求を却下し、本日の判決を下しました。

私は事件発生当初から、私の知るすべてのことを供述し、無実の真実を主張し続けてきました。無辜の人間に罪を着せることは許されることではありません。私は直ちに上告し、無実の真相を明らかにするために、闘い抜いて参る覚悟です。

メディア報道においては、第一審での弁護側目撃者の私の無実を証明する決定的な証言、弁護団の完璧な無実の立証、控訴審での弁護団のさらに詳細な無実の立証がまったく報道されておりません。私の裁判、報道に対して、大きな力が加えられていると考えざるをえません。

「無罪推定」を大原則とする刑事裁判が現実には「有罪推定」の原則に立ってしまっている現状、警察捜査の不正、取り調べの可視化など、日本の警察、司法制度の問題点が論議の対象になっているなかで、私の裁判について客観的で公正な視点から、事実を正確に報道していただきたいと強く要望いたします。

私が罪を犯しているなら、正直に事実を認めて罪を償っております。無実の主張を貫くことが困難な状況のなかで、無実の主張を一貫して貫いているのは、人間としての尊厳を重視し、いかなる困難を伴うにせよ、無実の罪を認めることはできないと考えるからです。私はどのような迫害を受けようとも、無実の真相を明らかにするために闘い抜いて参ります。

以上